

加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書

(通知書又は別表の「過少申告加算税の額」は、この計算書の㉔欄の金額が記載してあります。)

○ あなたの過少申告加算税については、国税通則法第65条第1項の規定によって計算した加算税(通常分の過少申告加算税)のほかに、同条第2項の規定により、この計算書の㉔欄の加算税(加重分の過少申告加算税)が課されます。

また、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条第1項の規定により、この計算書の㉕欄の加算税(国外財産又は財産債務に係る軽減分の過少申告加算税)が控除され、同法第6条第2項の規定により、この計算書の㉘欄の加算税(国外財産又は財産債務に係る加重分の過少申告加算税)が課されることとなります。

年分

氏名 _____ 殿

区 分		前の額	前の額	
加算税の対象となる税額		①	円	
累積増差税額	年 月 日の 分	②		
	年 月 日の 分	③		
	年 月 日の 分	④		
	年 月 日の 分	⑤		
	年 月 日の 分	⑥		
① から ⑥ の 計		⑦		
期限内申告税額	年 月 日の確定申告分	⑧		
	外国税額控除額	⑨		
	源泉徴収税額	⑩		
	予定納税額	⑪		
	災害減免額	⑫		
	⑧ から ⑫ の 計	⑬		
⑬の金額と50万円のいずれか多い方の金額		⑭		
①の金額と「⑦-⑭」の金額のいずれか少ない方の金額		⑮		
加重算税の対象となる税額		⑯		
通常分	加算税の基礎となる税額(①-⑯) (1万円未満の端数切捨て)	⑰		
	加算税の割合	⑱	%	
	加算税の額(⑰×⑱)	⑲	円	
加重分	加算税の基礎となる税額(⑮-⑯)	⑳		
	加算税の割合	㉑	%	
	加算税の額(⑳×㉑)	㉒	円	
国外財産又は財産債務に係る	軽減分	加算税の基礎となる税額	㉓	
		加算税の割合	㉔	%
		加算税の額(㉓×㉔)	㉕	円
	加重分	加算税の基礎となる税額	㉖	
		加算税の割合	㉗	%
		加算税の額(㉖×㉗)	㉘	円
過少申告加算税の額(⑲+㉒-㉕+㉘)		㉙		

付表の八の三